

1 事業概要

事業の名称	東村山都市計画道路3・4・15の2号線 (I期)		評価該当要件	5年間継続	2回目
実施主体	東京都(建設局)	事業所管部署	道路建設部街路課		
都市計画決定(当初)	昭和37年度	事業認可年度(当初)	平成18年度	事業期間: H18年度~H25年度	
都市計画決定(最新)	昭和37年度	事業認可年度(最新)	平成29年度	事業期間: H18年度~R3年度	
事業箇所	清瀬市上清戸二丁目~同市中里二丁目	事業規模	評価対象区間延長 930m		
事業概要	新東京所沢線は、西東京市北町五丁目から清瀬市中里二丁目に至る延長約4.8kmの路線(埼玉県区間を除く)であり、東京外かく環状道路に接続する放射第7号線と埼玉県の東京狭山線を東西に結ぶ重要な幹線道路である。このうち本事業区間は、清瀬市上清戸二丁目~同市中里二丁目までの930mである。 本区間の整備により、多摩東部地域の東西方向の軸となるネットワークが形成され、交通の円滑化や地域環境の向上が図られる。 現道の小金井街道を利用する交通の分散により渋滞緩和が図られる。また、歩道を整備し電線類を地中化することで、快適で安全な歩行空間が形成され都市景観の向上が図られる。				

2 社会経済情勢等の変化(事業の必要性等に関する視点)

社会経済情勢等の変化 (認可時点から変化がある場合は変化・変更内容欄に記載)
(社会情勢の変化) 本路線周辺の平成27年度の現況交通量は、平成22年度と比較して、横ばいとなっている。 現況自動車交通量【小金井街道】(道路交通センサスによる) 平成22年度: 11, 688台/12h、平成27年度: 12, 874台/12h (関連する他事業等進捗状況の変化) 本事業の東側において、東村山3・4・15の2(上清戸)が平成20年度、東村山3・4・15の2(中清戸)が平成28年度、東村山3・4・15の1(金山町)が平成29年度、東村山3・4・15の1(神宝町)及び西東京3・3・14(II期)が平成30年度に事業着手した。 また、埼玉県側では、本事業区間の西側で所沢3・3・2東京狭山線が令和2年3月に開通し、東側で新座3・4・10及び新座3・4・11が新たに事業着手している。

3 事業の投資効果(事業の必要性等に関する視点)

定量的効果 B/C	3.1		
現在価値化総便益額(B)	284.4億円	現在価値化総費用額	90.9億円
走行時間短縮便益	245.0億円	工事費	48.5億円
走行経費短縮便益	33.8億円	用地費	38.1億円
交通事故減少便益	5.6億円	維持管理費	4.3億円
定性的効果	<交通> ・交通渋滞の解消 ・物資流動円滑化への寄与 ・バスの定時性 ・迂回交通の減少 <防災> ・緊急車両の走行 <景観> ・都市景観の向上 <くらし> ・公共施設へのアクセス向上 ・土地利用の転換・高度化 <安全> ・交通事故の減少 ・バリアフリー化 ・自転車や歩行者のための空間確保		

4 事業の進捗状況(事業の必要性等に関する視点)

事業費の執行状況 (R1年度末時点)			
	用地費	工事費	合計
全体事業費	5,033百万円	1,527百万円	6,560百万円
執行済額	5,033百万円	917百万円	5,950百万円
(執行率)	100.0%	60.1%	90.7%
用地取得状況 (R1年度末時点)			
取得予定面積(A)	既取得面積(B)	用地取得率(B/A)	
14,768㎡	14,768㎡	100.0%	
一定期間を要した背景、地元の理解・協力の状況			
・一部の地権者からの協力を得るにあたり時間を要したが、用地取得は全て完了している。			
事業の進捗状況・残事業の内容			
・排水管設置工事及び道路排水の流末となる貯留施設工事が概ね完了している。 ・現在、沿道との高低差処理のための擁壁設置工事を行っている。 ・今後、街路築造工事、電線共同溝設置工事などを進めていく。			

5 事業の進捗の見込みの視点

事業の実施のめど、進捗の見通し等
・既に100%用地を取得しており、周辺住民の当該事業に関する理解も得られているため、引続き工事を進める。 ・今後、残る貯留施設工事、街路築造工事、電線共同溝設置工事を進める。

6 コスト縮減や代替案立案等の可能性の視点

コスト縮減や代替案立案等の可能性
(新工法の採用など)(事業手法、施設規模等の見直しの可能性)
・貯留施設及び擁壁については、コスト比較を行った上、最も経済的なものを採用しており、契約・施工中であるため、新工法、事業手法、施設規模等を見直す可能性はない。 ・その他については、一般的な街路築造工事であるため、施工にあたって新工法の採用等による新たなコスト縮減の可能性は極めて少ない。
その他のコスト縮減の取組
・施工にあたっては、建設発生土の再利用や再生材の使用を行っていく。

7 対応方針案

総合評価	本事業区間の整備により、東京外かく環状道路へのアクセスが容易になり、現道の小金井街道を利用する交通の分散により渋滞緩和が図られる。また、安全で快適な歩行空間の確保、防災性や都市景観の向上など十分な効果が期待できる。 中止の場合は、事業効果を発現できないだけでなく、これまでの投資に見合った整備効果も得られなくなる。
対応方針案	継続